

生活のきまり（令和6年1月9日より）

板橋区立志村第五中学校の生徒であるという自覚とほこりをもって、自分の行動に責任をもち、明るく楽しい学校生活を送れるようにする。

（1）身だしなみについて

指定の標準服を着用する。

季節に合わせた服装をする。

【冬服】

- ・指定のブレザーにネクタイを着用して第一ボタンを留める。
- ・指定のベストを着用しても良い。
- ・上衣の下にワイシャツ、指定のネクタイを着用し、第一ボタンは留める。
- ・指定のスカートを着用する場合は、膝がかくれる程度のスカートの丈の長さを標準とする。

【夏服】

- ・ワイシャツを着用する。第一ボタンは開けても良い。
- ・ワイシャツの代わりに指定のポロシャツを着用しても良い。
- ・指定のスカートを着用する場合は、膝が隠れる程度のスカート丈の長さを標準とする。
※ワイシャツの裾はスラックスやスカートに入れて着用する。
※ポロシャツ…ポロシャツの裾はスラックスやスカートから出して着用しても良い。
※ワイシャツ…白無地のもとし、開襟、変形のもの不可とする。
※季節に関わらず、長袖でも半袖でも良い。

b 儀式的行事の服装について（入学式・卒業式・周年行事）

- ・志五中スタイルで参加する。

【志五中スタイル】

- ・標準服（冬服）を着用し無地の靴下（ワンポイント可）を着用する。ブレザーの下に指定のベストを着用しても良い。
- ・タイツを使用しても良い。ただし無地とする。

c 防寒具について

- ・Vネックの無地のセーターまたはカーディガンを着用しても良い。（ワンポイント可）色は単色とする。また、えりやそで口にラインの入ったものは不可とする。
- ・コートを着用しても良い。色は特に定めない。
- ・手袋・マフラー・ネックウォーマーを使用しても良い。
- ・登下校時はブレザーを着用し、セーターまたはカーディガンのみの服装は認めない。

d 靴下について

- ・特に定めない。

e 通学靴について

・特に定めない。

f 上履きについて

・学校指定に学年色ライン入りのものとする。

g 髪型について

・特に定めない。

・ピン、ゴムの種類については、バレッタ・カチューシャ・ヘアクリップ・シュシュ等大きなものは不可とする。

・パーマ・染色・脱色・ワックスなどは不可とする。

h その他

・装飾品・アクセサリー類は身に付けない。ただし、バックに目印のために小さなキーホルダーを一つ装着することは可とする。